

各 位

(一財)岩手県退職教職員互助会

TEL019-623-5376

お薬代が一部退教互給付対象外

2024年10月1日からの診療報酬改定により、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合その差額4分の1相当を自己負担する制度が導入されます。

先発医薬品（長期収載品）と後発医薬品（ジェネリック医薬品）の差額の4分の1相当は選定療養（以下参照）となります。

退教互では保険内診療の医療費について給付を行っていることから今後、ご自身が先発医薬品を希望した場合、先発品と後発品の薬価の差額4分の1相当が、新たに窓口負担（自己負担）となり退教互の給付対象外となります。

～長期収載品とは～

長期収載品とは特許切れや再審査期間が終了後、同じ効能・効果をもつ後発医薬品（ジェネリック医薬品）が発売されている薬で薬価基準に長期間収載されていることからその名がつけられました。

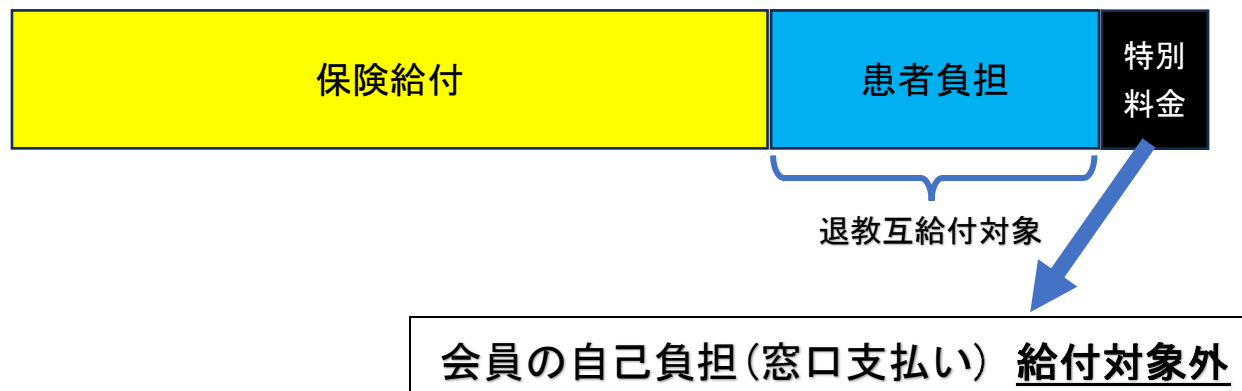
～選定療養って何？～

患者が自己負担することを選択することによって、保険給付の対象とならない治療やサービスを受けることができる制度です。例えば大病院での特別料金（紹介状がない場合）、特別室料（差額ベット）、時間外診療、180日以上入院などで、退教互の給付対象外となります。

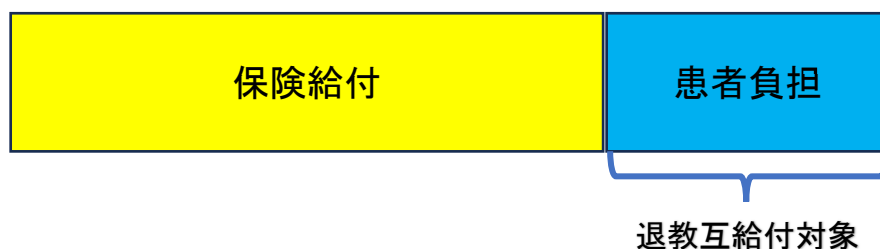
なお、医師による薬（処方せん）は非課税ですが、選定療養については保険外となりますので課税対象となります。

例：先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合
差異の40円の4分の1である10円が自己負担となります。

希望して先発医薬品を処方された場合



後発医薬品（ジェネリック医薬品の場合）

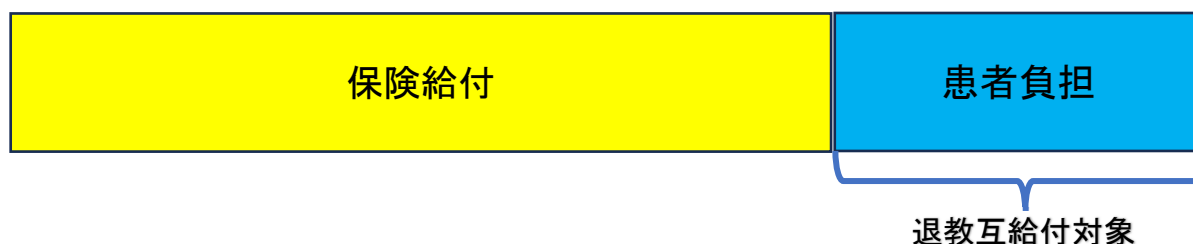


～選定療養の対象とならない場合～

- ・治療において先発医薬品を医療上必要があると医師等が判断した場合。
- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）で副作用や他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、先発医薬品との治療効果の差異があった場合。
- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）が入手困難な場合。
- ・入院した場合の院内処方。
- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の剤形では飲みにくい、一包化ができない、など先発医薬品が医療上必要であった場合。

※単に剤形の好みによって先発医薬品を希望した場合は含まれません。

選定療養の対象とならない先発医薬品



◎2024年10月からの受診分給付について

(ピンクの会員証の方)

領 収 書		令和6年10月15日
保険内		退教互薬局
	保険外分	
¥5,000		¥1,000
領収金額		¥6,000

※医療機関により、上記 表記は異なります。

退教互では「保険診療による医療費の一部負担金」を給付している為

退教互の給付対象となるのは、保険内分の5,000円となります。

※上記、給付対象から各種共済組合、互助会、退教互の控除額等を差し引いて給付いたします。